

「健生会」申し合わせ事項

令和元年 5 月 25 日

- 1 会の名称と目的
この会は健生会と称し、会員相互の親睦と交流を目的とする。
- 2 入会の基準
この会は、長野県理学療法士会に在籍している者、または過去に在籍していた者で定年退職を迎えた者、および満 60 才を超えた者が入会できる。但し、本人から退会の申し出があった場合、本人が死亡した場合および 3 年連続で連絡がない場合には退会とみなし名簿から削除する。
- 3 運営
 - ① 長野県下を中信、東信、北信、南信の 4 ブロックに分け、この順で年 1 回の例会を持ち回り開催する。
 - ② 担当地区にその都度幹事若干名を置き、その年度の例会の計画、立案、運営にあたり、会員への周知徹底を図る。
 - ③ 参加費の残金は参加者 1 名につき 1000 円以上の場合は 1000 円単位で返金し、残額は次期例会への繰越金として事務局で管理する。
 - ④ 例会の開催日は 5 月の第 3 または第 4 土日を原則とする。
- 4 長野県理学療法士会との関係
 - ① 長野県理学療法士会と健生会は必要に応じて連絡・連携する。
 - ② 健生会の会員は、可能な限り会費のシニア割引制度を有効活用する。
 - ③ すでに日本理学療法士協会を退会している場合は、当面の間、長野県理学療法士会より士会ニュースなど一定の情報提供を受けることができる。（但し、長野県理学療法士会事務局への申し込みが必要）。
- 5 事務局
 - ① この会に事務局を置き会の庶務的事項、名簿管理、定例会の運営サポート、長野県理学療法士会および関係諸団体との連絡調整などを行う。
 - ② 事務局には事務局長および各ブロックに連絡員若干名を置くことができる。
 - ③ 事務局長および連絡員は定例会にて互選により選出する。
- 6 その他
 - ・平成 20 年 5 月 25 日一部改正（定例会の残金処理方法）
 - ・平成 21 年 6 月 27 日一部改正（入会基準）
 - ・平成 22 年 5 月 29 日一部改正（慶弔規定の削除、事務局の設置）
 - ・平成 23 年 5 月 28 日一部改正（退会基準、賛助会員制度の追加）
 - ・平成 28 年 5 月 21 日一部改正（賛助会員項目削除、新規項目と差し替え）
 - ・令和元年 5 月 25 日一部改正（5 事務局の項目を全面改定）